

内航変革促進技術開発費補助金(NX補助金※) の公募について

令和7年6月

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課

※ NXとは、内航変革を表しており、内航のN、変革を表すTransformationのXの頭文字で構成する造語です。

国民生活や経済活動を支える基幹輸送インフラである内航海運は、DXやGXといった社会変容や船員の高齢化といった課題に対応しつつ、物流革新等の新たな社会ニーズにも取り組んでいく必要があります。

本補助金では、内航事業者がDXやGXといった社会変容や、船員の高齢化といった内航の諸課題に対応しつつ、物流革新等の新たな社会ニーズに貢献するために、複数の者が共同で技術開発や実証を実施する事業に必要な経費を補助することにより、内航分野に新技術の導入を図り、内航海運の生産性向上や船員の働き方改革等を進めるとともに、今後の社会変容に対応できる強い内航への変革を促進することを目的としております。

補助金名称	内航変革促進技術開発費補助金(NX補助金)
補助対象事業者	複数の事業者で構成される事業体 (内航事業者と造船・船用事業者が共同していること)
補助対象事業	内航海運の生産性向上や船員の労働環境改善といった課題に対応し、且つ物流革新等の新たな社会ニーズに貢献するための技術開発・実証事業
予算額	1億6,032万円(令和7年度予算額)
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助上限額	単 年 型 : 6,000万円 複 数 年 型 : 5,000万円(事業期間(2年又は3年)の合計で1億円)
事業期間	単 年 型 : 令和7年度末で終了するもの 複数年型 : 令和7年度から最長3事業年度内で終了するもの
応募期間	令和7年6月23日(月)から 令和7年7月25日(金)17時(必着)
申請方法	<u>電子メールによる電子申請</u> (申請先) E-mail: hqt-naiko_trans@gxb.mlit.go.jp

提案事業者の要件は次のとおりです。本補助金においては、複数の者が共同で事業体として申請することが必要であり、すべての提案事業者が①の要件を満たした上で、事業体として②から④までの要件を満たすことが必要です。

①	提案事業者は、次に掲げるものであること。 ア 民間企業 イ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人 ウ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人のうち事業に必要な設備・技術開発者を有するもの エ 大学等研究機関等
②	補助対象事業を的確に遂行する技術的能力、事務処理能力及び事業の管理体制を有すること。
③	自らの事業として船舶又は船用機器の製造又は製造に関わる主要な業務（開発、設計等）を行い、補助対象事業により得られた成果を活用した製品の製造能力を有すること。
④	自らの事業として次の各号に掲げる事業のいずれかを営み、補助対象事業により得られた成果を活用して事業を営む能力を有すること。 ア 海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるもの（以下「国際航海」という。）を除く。） イ 海上運送法第2条第7項に規定する船舶貸渡業（国際航海を除く。） ウ 内航海運業法第2条第2項第2号に規定する船舶貸渡業 エ 内航海運業法第2条第2項第3号に規定する船舶管理業

次のすべての要件を満たす必要があります。

①内航船舶 での実証	提案する事業計画の内容に、内航船舶での実証が含まれること。
②事業化・ 導入計画の 策定	提案時に、造船・船用事業者（提案事業者要件の③を満たす者）は（ア）の計画、内航事業者（提案事業者要件の④を満たす者）は（イ）の計画を提出すること。 （ア） 技術開発により生み出した成果を活用した製品の販売及びサービス展開に関する事業化計画 （イ） 技術開発により生み出した成果を活用した製品の導入計画
③成果物の 横展開	・ 提案時に、内航業界へ技術開発成果を効果的に横展開する手法について提案すること。 ・ 技術開発中又は技術開発後、国が行う開発成果の効果等の調査・検証に協力すること。

※ 上記②については、技術開発終了後に、成果報告とともに公表する必要があります。

次に示す事項に基づき、総合的に評価します。

内航の課題解決への貢献	提案事業で解決を図ろうとする内航課題（運航効率の改善や船員の労働環境改善等）の設定が妥当であり、課題解決への貢献度合いが高いこと。
社会ニーズへの貢献	提案事業が社会ニーズ（物流革新（DX・GX））に合致しており、社会ニーズへの貢献度合いが高いこと。
事業計画の妥当性	事業計画の設定が妥当であり、実施方法、実施体制、スケジュール、費用等が具体的かつ合理的に策定されており、費用対効果が高いこと。また、技術開発終了後、早期に船舶への導入が見込めること。
革新性の高さ	補助対象事業により開発する技術または採用する技術の活用方法に高い革新性があること。
内航への横展開	補助対象事業の成果が多くの内航事業者にとって利用しやすく、活用が期待されること。

(参考)事業開始までのスケジュール

= 提案事業者による手続き = 国土交通省による手続き

